

公的研究費の適正使用に関する行動規範

平成 27 年 4 月 1 日
公立大学法人福岡県立大学

公立大学法人福岡県立大学（以下「本学」という。）をはじめとする各大学における学術研究は、社会からの信頼と負託によって支えられているものである。従って、公的研究費の不正使用は、その信頼と負託を大きく損なうものであり、その影響は本学だけに止まらず、公的研究費に係る助成制度そのものに悪影響を与える等、我が国全体の学術研究の発展の妨げにもなりかねないものである。

このため、本学の公的研究費の運営・管理に関与する教職員を対象として、次のとおり公的研究費の適正使用に関する行動規範をここに定める。

- 1 教職員は、公的研究費が大学の管理する公的な研究資金であることを認識し、説明責任を果たせるよう、計画的かつ適正な使用に努めなければならない。
- 2 教職員は、公的研究費の使用に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の関係法令、配分機関が定める補助金に係る交付要綱等、本学の関係規程等を遵守しなければならない。
- 3 教職員は、研究の特性に配慮しつつ、目標とする研究成果が着実に得られるように、公的研究費の効率的かつ効果的な使用に努めなければならない。
- 4 教職員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 5 教職員は、公的研究費の使用に当たり取引業者との関係において、国民の不信や疑惑を招くことのないよう、公立大学法人福岡県立大学職員倫理規程及びその他関係規程等を遵守するなど適切に行動しなければならない。
- 6 教職員は、公的研究費に関する研修会等に積極的に参加し、関係法令、配分機関が定める補助金に係る交付要綱等及び本学の関係規程等の理解に努めなければならない。